

1 趣旨

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行に伴い、これまで自然人かつ単独の者に限られていた未成年者の法定代理人について法人又は複数の者を選任できるようになることから、これらに合わせて所要の規定の整備等を行うに当たって、行政手続法第39条の規定に基づきあらかじめ改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

なお、風営適正化法、古物営業法、質屋営業法、警備業法等については、民法等の一部を改正する法律により、既に所要の規定の整備が行われている。

2 期間

平成24年1月27日（金）から平成24年2月25日（土）までの間（30日間）

3 改正内容

(1) 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）

以下の内閣府令について、添付書類に関する規定の整備等を行う。

- ・ 質屋営業法施行規則
- ・ 警備業法施行規則
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令
- ・ 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則

(2) 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）

以下の国家公安委員会規則について、添付書類に関する規定の整備等を行う。

- ・ 犯罪捜査規範
- ・ 古物営業法施行規則
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則
- ・ 行方不明者発見活動に関する規則

4 施行期日

民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年4月1日）

公安委員会
説明資料No. 2

警察庁長官に対する異議申立てに係る決定
について(行政機関情報公開法関係)

平成24年1月26日
総務課

(略)

1 全国統一実施項目の実施結果

(1) 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「証拠物件の管理及び押収物の還付公告等の推進状況」（全国統一実施項目）について、47都道府県警察に対して監察を実施した。

(2) 監察実施結果

ア 証拠物件の適正な取扱い及び保管に関する指導教養等の状況

- 本部及び警察署では、証拠物件の適正な取扱い及び保管について、指示や指導教養が適切に実施されていた。

イ 証拠物件の保管管理の状況

- 警察署では、証拠物件管理簿等による証拠物件の短期保管から長期保管への移管が県規定どおりに行われていない事例、証拠物件出納簿等に取調べ等における証拠物件の出納状況の記載漏れがある事例等、各種簿冊による証拠物件の管理が不十分な部分が認められたため、改善するよう指導した。

ウ 押収物の還付公告等証拠物件の取扱いの合理化のための取組の推進状況

- 警察署では、捜査上留置の必要がない証拠物件については速やかに還付等するなど、証拠物件の取扱いの合理化のための取組が適切に実施されていた。

エ DNA型鑑定資料の保存管理の状況

- 警察署では、DNA型鑑定資料保存冷凍庫においてDNA型鑑定資料が適切に保存されていた。

2 非違事案防止対策に係る監察の実施結果

(1) 監察実施項目及び監察対象部署

非違事案防止対策に係る監察実施項目について、警察庁本庁は14都道府県警察に対し、管区警察局は管区内府県警察に対し、それぞれ監察を実施した。

(2) 監察実施結果

- 本部では、業務上の失敗事例とその適切な対処方法を解説した業務マニュアルを作成・配布するなど、非違事案防止に向けた取組が行われていた。一方、一部においては、所属長自らによる課員に対する指示・教養が低調であり、所属長が危機意識を持ち、リーダーシップを発揮した非違事案防止対策が積極的に行われていない事例が認められたため、今後一層の推進を指導した。
- 警察署では、組織の絆を醸成するため、署長が署員家族宛てに非違事案防止に関する書簡を发出するなど、非違事案防止に向けた取組が行われていた。

3 今後の取組

今回の監察において不十分と認められた点については、今後の随時監察、業務指導等を通じて、その改善措置状況を検証していく。

1 概要

- 懲戒処分者数は367人であり、平成22年中の懲戒処分者数385人と比較して18人(4.7%)減少。
- 懲戒処分の種類のうち、免職、減給及び戒告が減少し、停職は増加。
- 行為責任による処分者のうち、業務上は106人(-27人(前年同期比。以下同じ。))、私行上は241人(+24人)。
- 懲戒処分者のうち、逮捕者は67人(+4人)。

2 懲戒処分者数の推移

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
23年	45	83	123(1)	116(19)	367(20)
22年	48	70	136(10)	131(25)	385(35)
21年	40	48	82(7)	72(10)	242(17)
20年	29	45	103(1)	75(4)	252(5)
19年	41	39	110(5)	113(13)	303(18)
18年	31	68	139(3)	123(20)	361(23)
17年	40	52	113(1)	136(14)	341(15)
16年	36	70	242(2)	140(8)	488(10)
15年	35	87	176(6)	134(12)	432(18)
14年	59	79	229(16)	201(22)	568(38)
13年	38	79	173(6)	196(35)	486(41)
12年	57	75	185(32)	208(52)	546(84)

注1：()内は監督責任による処分者数を内数で示す。

2：12年の合計欄数値は、諭旨免職(同年6月14日以降運用を停止)の21人を加えたもの。

3 事由別処分者数

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
勤務規律違反等			12	14	26
業務不適切		5	15	11	31
警察手帳・貸与品紛失等			1	1	2
公金・公文書紛失及び公文書偽造等	1	6	10	4	21
職権濫用・収賄供給	3	2		1	6
暴行等		3	11	5	19
窃盗詐欺横領等	16	35	26	1	78
交通事故違反	13	6	6	28	53
飲酒上信用失墜・異性関係	1	11	21	26	59
特別法犯等	11	15	20	6	52
監督責任			1	19	20
計	45	83	123	116	367

1 趣旨

監察に関する規則等に基づき、平成24年度に警察庁が行う監察の実施計画を作成したもの。

2 計画の作成に当たっての基本方針

- (1) 四半期ごとに、警察庁長官及び各管区警察局長が全ての都道府県警察を対象として行う「全国統一実施項目」と各管区警察局長等がそれぞれの管内府県警察等を対象として行う「独自実施項目」を設定する。
- (2) 実施項目の設定に当たっては、非違事案、特に業務上の非違事案の未然防止に配慮する。

3 計画の内容

平成24年度監察実施計画の内容は、別紙のとおりであるが、このうち全国統一実施項目は、次のとおり。

- (1) 第1四半期
 - 警察改革の精神を踏まえた非違事案防止対策の推進状況
- (2) 第2四半期
 - 地域警察における業務管理状況
- (3) 第3四半期
 - 交通事故事件捜査・交通取締りにおける業務管理及び交通街頭活動中における殉職・受傷事故防止対策の推進状況
- (4) 第4四半期
 - 災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築の状況

4 業務主管部門との連携の強化等

- (1) 監察部門と業務主管部門は、四半期ごとに開催する管区警察局との検討会等を通じて、実施結果に基づく問題意識の共有、次期の実施項目の具体的着眼点についての意思統一等を図る。
- (2) 監察部門は、監察実施計画に定める監察のほか、適時に随時監察を行い、非違事案の未然防止を図る。
- (3) 業務主管部門は、非違事案の発生状況、監察実施結果等を踏まえ、都道府県警察に対する業務指導の徹底を図る。

1 国会への年次報告等

通信傍受法第29条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況につき、毎年、法務省・厚生労働省・国土交通省との共同請議による閣議決定を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

2 報告内容

平成23年中は、警察において、組織的な薬物事犯5事件、拳銃所持等事犯3事件及び組織的殺人事犯2事件に関し、携帯電話を対象とする25件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、22人を逮捕した(別表)。

※ 平成22年中の実施状況

- ・ 実施事件～10事件(警察9事件、厚生労働省1事件)
- ・ 傍受令状の発付～34件

3 今後の見通し(未定)

平成24年2月3日 閣議

同日 国会報告

同日 公表(方法については、警察庁ホームページへの掲載等)

4 参考

平成12年8月の通信傍受法施行後、平成22年までに組織的な薬物事犯50事件、拳銃所持等事犯4事件及び拳銃所持等と組織的殺人の事犯3事件の計57事件において、傍受を実施しており、通信傍受法の適用については、これで67事件(傍受令状発付159件)となった。

(※ 別表省略)

1 平成23年中の捜査本部設置・解決状況

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
設置件数	165	176	145	143	115	95	100	100	86	77	54
解決件数	122	140	118	117	102	89	94	86	82	61	62
解決率(%)	73.9	79.5	81.4	81.8	88.7	93.7	94.0	86.0	95.3	79.2	114.8

注1 ここでいう「捜査本部設置事件」とは、殺人・強盗殺人等殺人の絡む事件のうち刑事部長を長とする捜査本部を設置した事件で、警察庁刑事局捜査第一課で報告を受けたものをいう。

注2 「解決件数」とは、その年に解決（殺人・強盗殺人等の事件で被疑者を検挙）した捜査本部設置事件の件数である。

2 捜査本部設置事件の状況（発覚から解決までの期間）

	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		合計	
1か月未満	43件	45.7%	35件	40.7%	27件	32.9%	31件	50.8%	24件	38.7%	157件	40.8%
半年未満	40件	42.6%	32件	37.2%	41件	50.0%	19件	31.1%	21件	33.9%	154件	40.0%
1年未満	1件	1.1%	7件	8.1%	4件	4.9%	4件	6.6%	5件	8.1%	23件	6.0%
3年未満	7件	7.4%	6件	7.0%	8件	9.8%	5件	8.2%	3件	4.8%	29件	7.5%
3年以上	3件	3.2%	6件	7.0%	2件	2.4%	2件	3.3%	9件	14.5%	22件	5.7%
計	94件		86件		82件		61件		62件		385件	

3 平成23年中における主要捜査本部設置事件

- 上目黒三丁目住宅地内老夫婦殺人等事件(警視庁、H23設置)：検挙
- タクシー運転手被害にかかる強盗殺人事件(熊本、H23設置)：検挙
- 木更津市矢那における女性死体遺棄事件(千葉、H23設置)：検挙
- 天王寺区東高津公園内における殺人・死体遺棄事件(大阪、H23設置)：検挙
- 広島市中区江波二本松における夫婦殺人事件(広島、H23設置)：検挙

4 過去3年の解決事件における客観証拠(DNA、指掌紋、画像)の有無

	H21		H22		H23		合計	
解決事件	82	100.0%	61	100.0%	62	100.0%	205	100.0%
3種のいずれかあり	61	74.4%	39	63.9%	40	64.5%	140	68.3%
3種のいずれもなし	21	25.6%	22	36.1%	22	35.5%	65	31.7%

注1 3種とはDNA資料、遺留指掌紋、ビデオ画像である。

1 被疑者

住居 大阪府堺市

職業

(50歳)

※ 逮捕日 平成24年1月23日

逮捕種別 通常逮捕

逮捕罪名 営利略取・逮捕監禁・強盗殺人

2 被害者

住居 大阪府堺市

職業

A 女 (当時67歳)

3 事案概要

被疑者は、平成23年11月5日夕、堺市南区内の百貨店駐車場において自己の車両に乗り込もうとしたA女に暴行脅迫を加えて同車内に監禁、殺意を持って同女の顔面に包装用ラップを巻き付けるなどして殺害したうえ、現金約3.2万円及びキャッシュカード等を強取したものである。

4 捜査状況

所在不明となっていたA女の口座から現金を引き出した窃盗事実で、平成23年12月6日通常逮捕し、引き続きの取調べにおいて死体遺棄等を自供したことから所要の捜査を進め、平成24年1月23日強盗殺人等で通常逮捕したもの。

公安委員会

説明資料No. 9

元石巻市職員らによる震災に伴う被災家屋等解体処理業務をめぐる贈収賄事件(加重)の検挙について(宮城県警察)

平成24年1月26日

捜査第二課

1 逮捕被疑者

(1) 収賄被疑者 (加重収賄)

甲 (47歳) ~1月19日逮捕

(2) 贈賄被疑者

乙 (60歳) ~1月19日逮捕

2 事案の概要

収賄被疑者 甲 は、東日本大震災に伴う二次災害等の発生が予想される家屋等の解体・がれき類運搬業務の申請に伴う窓口対応、申請書類の確認業務等に関し、(株) A の営業担当者である贈賄被疑者 乙 から、同社が上記解体業務を受注できるよう、職務上知り得た秘密事項である解体申請者の個人情報などを漏示するなど職務上不正な行為をしたことに対する謝礼等の趣旨で、平成23年9月ころ、宮城県石巻市内において、現金20万円を収賄したものである。

(加重収賄罪 (刑法第197条の3第2項)、贈賄罪 (刑法第198条))

1 交通事故発生状況

○ 発生件数 69万1,932件 (前比-3万3,841件、-4.7%、10年間の平均増減率-2.4%)

○ 死者数 4,611人 (同 - 252人、-5.2%、同-6.0%)

○ 負傷者数 85万4,489人 (同 -4万1,719人、-4.7%、同-1.6%)

※ 死者数は11年連続で減少し、発生件数及び負傷者数も7年連続で減少し、発生件数は、平成4年以来19年振りに70万件以下となった。

2 交通死亡事故の主な特徴

(1) 65歳以上の高齢者が大きく減少するも、10万人当たり死者数は高齢者が最も多く、全年齢の2.2倍。

高齢者 2,262人 (前比-188人、-7.7%、10年間の平均増減率-2.5%)

高齢者(10万人当たり) 7.73人 (同-0.71人、-8.4%、同-5.5%)

全年齢(同) 3.60人 (同-0.21人、-5.6%、同-6.1%)

(2) 状態別では、自動車乗車中死者が大きく減少し、歩行中死者が4年連続最多。高齢者の歩行中及び自転車乗用中死者が大きく減少。

自動車乗車中 1,442人(前比-160人、-10.0%、10年間の平均増減率-8.5%)

歩行中 1,686人(同 - 28人、-1.6%、同 -3.8%)

うち高齢者歩行中 1,121人(同 -107人、-8.7%、同 -2.2%)

高齢者自転車乗用中 375人(同 - 35人、-8.5%、同 -2.7%)

(3) 昼夜間別では、昼間死者が大きく減少。昼間の最高速度、飲酒運転による死亡事故及び夜間の高齢者歩行中死者が大きく減少。

昼間の死者 2,251人(前比-209人、-8.5%、10年間の平均増減率-4.7%)

最高速度による死亡事故 84件(同 - 24件、-22.2%、同 -12.7%)

飲酒運転による死亡事故 64件(同 - 19件、-22.9%、同 -6.6%)

夜間の死者 2,360人(同 - 43人、-1.8%、同 -7.0%)

うち高齢者歩行中 732人(同 - 76人、-9.4%、同 -1.8%)

(4) 飲酒運転による死亡事故は11年連続で減少するも、減少幅は10年間の平均増減率と比較すると小幅。

飲酒運転による死亡事故 269件(前比-18件、-6.3%、10年間の平均増減率-13.2%)

(5) 高速道路の死亡事故件数、死者数のいずれも2年連続増加。人対車両の死亡事故が3年ぶりに増加。

死亡事故件数 188件(前比+22件、+13.3%、10年間の平均増減率+6.2%)

うち人対車両 24件(同 +10件、+71.4%、同 -0.5%)

死者数 214人(同 +26人、+13.8%、同 -6.1%)

3 道路交通法違反取締り状況

取締り総件数 1,153万 130件 (前比-30万5,799件、-2.6%、3年間の平均増減率-4.8%)

うち重点違反 424万4,259件 (同-9万 98件、-2.1%、同-2.4%)

点数告知 206万8,021件 (同-10万5,462件、-4.9%、同-9.1%)

駐車違反 198万7,619件 (同-3万3,036件、-1.6%、同-12.2%)

注1：重点違反とは、無免許、飲酒、速度、交差点関連違反(信号無視、歩行者妨害、一時不停止)をいう。

注2：点数告知とは、シートベルト、ヘルメット、チャイルドシートの取締りをいう。

注3：駐車違反には、駐停車違反に係る告知・送致件数及び放置違反金納付命令件数を計上している。

4 その他

平成23年中の交通事故の発生状況については、本年2月下旬に広報予定

1頁

7頁
8頁

9頁
13頁

18頁
20頁

28頁

37頁
42頁

36頁

公安審査委員会は、平成24年1月23日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、オウム真理教に対する観察処分の期間を更新（3年間）することを決定した。期間更新は4回目。

1 決定の概要

(1) 観察処分の期間更新の要件（法5条1項1～5号及び同条4項）の全てに該当

ア 1号該当性（首謀者が団体の活動に影響力を有している）

幹部らは、説法等で松本及び同人の説く教義への絶対的帰依を強調。構成員の言動にも松本への深い帰依やその教義に従う意思を示すものが随所に認定

イ 2号該当性（無差別大量殺人行為に関与した者が役職員又は構成員）

地下鉄サリン事件等に関与した新實智光、角川知己らが構成員

ウ 3号該当性（無差別大量殺人行為敢行時に役員であった者が現在も役員）

地下鉄サリン事件等の当時に役員の上祐史浩らが、現在も役員

エ 4号該当性（殺人を勧める綱領を保持）

殺人を暗示的に勧める内容を含む政治上の主義を、構成員の行動規範として現在も保持

オ 5号該当性（無差別大量殺人行為に及ぶ危険性がある）

現在も、地下鉄サリン事件等の当時と同質の上命下服による独自の閉鎖社会が組織構造として継続

カ 4項該当性（引き続き活動状況を明らかにする必要がある）

社会との融和、地下鉄サリン事件等の反省等を主張するものの、実際には、幹部らによる同事件の正当化、公安調査官の立入検査に対する非協力的姿勢等、依然として、閉鎖的・欺まんの組織体質が認定

(2) 上祐派（「ひかりの輪」）をオウム真理教の「重要な一部」と認定

「ひかりの輪」は、松本に帰依し、オウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意味実現を目的として組織されたものであり、松本及び同人の説く教義を共通の基盤とするオウム真理教の重要な一部

(3) 公安調査庁への報告事項

収益事業の内容についても、従来と同一事項の報告義務を認定

2 今後の予定

平成24年1月30日（月）～官報公示（予定）

1 法案の趣旨

原子力安全行政関係組織の再編を行うとともに、原子力の安全に係る規制について見直しを行うなどするもの。

2 法案の概要**(1) 環境省設置法の一部改正関係**

環境省に原子力規制庁を設置し、原子力安全規制行政を一元化。

※ 環境省の副大臣及び大臣政務官を各1人増員。

原子力規制庁は職員約500人、予算約500億円規模を予定。

(2) 原子力安全調査委員会設置法関係

原子力の研究開発、利用における安全の確保を確実なものとするため、環境大臣等に意見を述べ、原子力事故の原因調査等を行うことを所掌事務とする原子力安全調査委員会を設置。

(3) 原子炉等規制法の一部改正関係

災害が発生した施設（特定原子力施設）に対する安全規制措置の導入（特定原子力施設としての指定、実施計画（特定原子力施設の保安等のための措置に係る計画）の作成・認可等）。

(4) 原子力災害対策特別措置法の一部改正関係

- 原子力災害対策指針の策定
- 関与自治体の拡大
- 原子力災害対策本部の構成を拡大
- 原子力災害事後対策のため、原子力緊急事態解除宣言後も原子力災害対策本部を存置

3 警察関連**(1) 原子炉等規制法の一部改正関係**

- 国家公安委員会への環境大臣からの必要的意見聴取事項の拡大
特定原子力事業者が作成する実施計画の認可等
- 国家公安委員会による環境大臣への意見陳述事項の拡大
上記実施計画に従った防護措置の実施
- 国家公安委員会への環境大臣からの連絡事項の拡大
特定原子力事業者の指定、取消し等

(2) 原子力災害対策特別措置法の一部改正関係

- 原子力事後対策時における警察官の権限付与
警察官は、市町村長による指示を待つかとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、避難のための立退き、屋内への退避の指示等が可能なほか、警戒区域の設定、当該区域への立入の制限若しくは禁止等が可能。

4 今後の予定

- 閣議 平成24年1月31日（火）
- 施行 平成24年4月1日（日）

1 被害状況（1月25日現在。以下同じ。）

死者：15,845人、行方不明者：3,372人、負傷者：5,894人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約92,700人の警察官を派遣。
- 約4,800人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約1,200人（岩手約150人、宮城約400人、福島約650人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 27,400人	約 36,100人	約 29,200人	約 92,700人
人・日(延べ)	約258,500人	約334,300人	約283,300人	約876,100人

4 今後の特別派遣部隊等の派遣予定

- 被災3県警察に対する警察官増員に伴う特別出向を受け、特別派遣部隊については、被災3県警察の要望を踏まえ、1月下旬から2月中旬にかけて、派遣人員を減少させ、約510人を派遣予定。
 - ・ 宮城県：約30人（地域部隊）
 - ・ 福島県：約480人（警備部隊約430人、地域部隊約40人、機動捜査部隊約10人）
- ※ 特別出向 2月1日発令予定（750人（岩手130人、宮城270人、福島350人））

- 被災3県情報通信部への職員派遣については、12人体制で継続。

5 主な災害警備活動等

○ 行方不明者の捜索活動

- ・ 岩手県警察では約80人、宮城県警察では約70人、福島県警察では約40人の態勢（3県警察とも自県態勢のみ）で捜索活動を継続。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約270人態勢で、警戒区域（平成23年4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 特別警備隊（約150人）等によって、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を実施。

○ 身元確認

警察官約70人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,200体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約97%）。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。